

岸和田市男女共同参画推進計画 <平成26年度実施計画推進状況（実績報告）>

【基本課題Ⅰ】 互いの人権の尊重

1. 人権意識の高揚

基本課題	基本施策	施策の方向	平成26年度実施計画	平成26年度実績報告	担当課	
I	1	① ア	人権意識の高揚をめざす啓発の推進	校区別人権問題研修会及び人権問題専門講座において、男女共同参画及び性別による差別の問題をテーマにした講座の開催数を増加するよう努める。	●12/6人権を考える市民の集い（文化会館）、講演「夢と絆」、講師：蓮池薫さん（新潟産業大学准教授）、参加者数 500名 ●10/1～11/26校区別人権問題研修会（市内20箇所）、内容：DVに関する寸劇と講話、講師：岸和田女性会議かしまし座及び人権推進課職員、参加者数 946名 ●人権問題専門講座①2/6（福祉センター）、講演「考えよう！インターネットと人権」、講師：砂本兼三さん（人権擁護委員）、参加者数98名 ②2/16（福祉センター）、講演「高齢者の人権」、講師：福田弘子さん（大阪介護支援専門員協会研修センター部長）、参加者数68名	人権推進課
I	1	① イ	人権意識の高揚をめざす啓発の推進	観光施設等で男女共同参画推進に係る啓発ポスター・チラシ等を掲示・配布する。	観光課が所管する施設で男女共同参画推進に関連する啓発ポスターを掲示し、チラシを配布した。	観光課
I	1	① イ	人権意識の高揚をめざす啓発の推進	人権教育に関する啓発のため人権作品集・人権教育推進冊子・男女共生啓発リーフレット等を配布する。	人権作品集「なかも」を市内幼小中高全教職員および幼児児童生徒に配付した。人権教育推進冊子を市内幼小中高全教職員に配布した。男女共生啓発リーフレットを市内幼小中高全教職員および幼児児童生徒等に配布した。	人権教育課
I	1	① イ	人権意識の高揚をめざす啓発の推進	自然資料館等にポスター等を掲示し、啓発を促進する。	啓発用に配布されているポスター等を館内に掲示した。また、飼育生物の解説パネル等で、生物学的性差と人間の社会的性差の違いに興味を持ってもらえるような記述を心がけた。	郷土文化室
I	1	① イ	人権意識の高揚をめざす啓発の推進	岸和田市人権協会機関紙「人の輪」において、男女共同参画に関する記事を掲載する。	●12/1 市内全戸配布、3月22日新聞折込（64,000部） ●①12/5～7人権を守る作品展（文化会館）、②1/15～21（春木）、1/21～27（桜台）、2/6～12（東岸和田）、2/13～19（八木）、2/19～25（山直）入選作品市民センター巡回展示	人権推進課
I	1	① ウ	人権意識の高揚をめざす啓発の推進	若年層や男性の参加も狙った研修や講演会、街頭啓発の機会に条例や計画にも触れ、啓発に努める。	●【Ⅱ-3-②-ア】参照 ●男女共同参画週間の6/27に街頭啓発を行うとともに、市のホームページにおいても啓発に努めた。 ●入札参加希望事業者に個別に文書で条例（事業者の責務）を周知した。 ●男女共同参画フォーラム開催チラシの裏面に条例について記載し、全戸配布して啓発に努めた。	人権推進課

基本課題	基本施策	施策の方向	平成26年度実施計画	平成26年度実績報告	担当課	
I	1	① —	人権意識の高揚をめざす啓発の推進	窓口において様々な悩みを抱える女性の人権を尊重し、対応について具体的に課内で検討する。	悩みを抱える女性の人権尊重のためにどのように対応すべきか、適時話し合いを行っております。	市民課

2. メディアにおける人権の尊重

I	2	① ア	メディアにおける男女の人権を尊重した表現の促進	広報紙の編集・発行、ホームページの作成など、情報発信する際に、イラストや表現が性別による固定観念にとらわれないように心がける。また、それが不自然にならないようにする。	広報紙の編集・発行、ホームページの作成など、情報発信する際に、イラストや表現が性別による固定観念にとらわれないように心がけた。加えて、それが不自然にならないように配慮した。	広報広聴課
I	2	① ア	メディアにおける男女の人権を尊重した表現の促進	議会だより作成の際、性別による固定観念にとらわれない男女の多様なイメージで表現する。	5月・8月・11月・2月と議会だよりを発行したが、いずれの場合においても、性別による差別的な表現などに注意しながら、また、性別による固定概念にとらわれないよう意識しながら、議会だよりを編集した。	市議会事務局総務課
I	2	① ア	メディアにおける男女の人権を尊重した表現の促進	各種広報や情報提供にあたっては、性別による固定観念にとらわれない男女の多様なイメージで表現する。	各種広報や市のホームページでの情報提供にあたり、性別による固定観念にとらわれない男女の多様なイメージで表現しているか確認した。	人権推進課
I	2	① ア	メディアにおける男女の人権を尊重した表現の促進	性別による固定観念にとらわれない男女の多様なイメージの意識を広めるため、隔月毎に発行するセンターニュースと年2回発行の本のメッセージや各種事業の広報・企画講座チラシ等(90,000枚)について配慮した表現をする。さらに関連図書のパネル展示により意識向上を目指す。	●女性センターニュース「フレスール(奇数月発行)」や図書紹介「本のメッセージ(年2回発行)主催講座等のチラシ作成時は、男女の人権や多様な生き方の視点に配慮している。●広報きしわだや市のホームページで表現に配慮しつつ情報発信をしている。●関連図書やロービー展示は、性別による固定観念にとらわれず男女の人権を尊重した内容にして、来館者の意識向上に努めている。	人権推進課(女性センター)
I	2	① イ	メディアにおける男女の人権を尊重した表現の促進	各種広報や情報提供にあたっては、性別による固定的なイメージでの表現がされないよう広く周知する。	各種広報や情報提供にあたり、固定的性別役割分担意識が助長する表現がされないよう、確認している。職員を対象にした人権問題研修で「表現」(条例第9条)をテーマにした。	人権推進課
I	2	① イ	メディアにおける男女の人権を尊重した表現の促進	過度の性的な表現や固定的な性別役割分担を助長する表現について、研修会や講座等で取り上げ、問題意識を市民が持つように働きかけ、その存在する問題点を広く情報発信する。	●男女の人権を尊重した表現に特化した講座の実施はしていないが、情報発信の際や館内に掲示するものについて男女の人権に配慮した内容となるよう実施。 ●【Ⅱ-2-①-ア及びエ】参照	人権推進課(女性センター)
I	2	① ウ	メディアにおける男女の人権を尊重した表現の促進			人事課
I	2	① ウ	メディアにおける男女の人権を尊重した表現の促進	市職員のメディア・リテラシーを高めるよう、庁内報により啓発を行う。	職員を対象にした人権問題研修で、メディア・リテラシーにも触れ啓発を行った。	人権推進課
I	2	① ウ	メディアにおける男女の人権を尊重した表現の促進	女性センター登録グループとの共催事業で、メディアリテラシーを取り上げるが、その講座を市職員の女性プラン研修としても位置づける。各種メディアの現状を知り、情報を読み解く機会とする。	登録グループと女性センターの共催講座で、メディアリテラシーを研究するグループ「アングル」と共催講座を1月17日に開催し、参加者23名。様々な各種メディアの現状とネット社会を学び、人権に配慮した表現を更に考える機会として実施。	人権推進課(女性センター)

基本課題	基本施策	施策の方向	平成26年度実施計画	平成26年度実績報告	担当課	
I	2	② ア	メディア・リテラシーの育成と向上	女性センター登録グループのうち、メディアリテラシーを学ぶグループと共催して講座を開催する。さらにロビー展示などを通じて、利用者及び市民の意識向上を目指す。	●【I-2-①-ア及びウ】参照	人権推進課（女性センター）
I	2	② イ	メディア・リテラシーの育成と向上	情報教育主催者会や情報教育関連の研修会を通じて、児童生徒のメディア・リテラシー育成を目指した教員の指導法改善・スキルアップを図る。	情報教育主催者会・情報モラル研修などで、メディア・リテラシー育成を目指した教員の指導法改善・スキルアップについての研修や情報提供を行った。	学校教育課

3. 生涯にわたる健康・権利の尊重

I	3	① ア	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解の促進	各校における性教育指導充実のため、年間指導計画等の充実化に向けた指導や研修会参加の勧奨、意識向上に向けた啓発を行う。	小学校教育研究会の部会や、養護教諭部会を中心に、性教育指導充実について指導を行い、年間指導計画の充実や研修会の参加の勧奨、意識向上への啓発を行った。	学校教育課
I	3	① ア	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解の促進	男女共同参画の趣旨をふまえ、男女が互いに尊重し合える人間関係づくりをめざす。小学校教育研究会性教育部会において、依頼がある場合には出席し、指導助言を行う。	小学校教育研究会性教育部会に指導主事が3回出席し、指導助言を行った。	人権教育課
I	3	① イ	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解の促進	パパママ教室を実施し、妊婦のパートナーへの参加を働きかけ、内容に家族計画と男女の性のメカニズムの違いについて説明し、パートナーがお互いに思いやりを持てるように働きかける。	パパママ教室を年間6クール（1クール3日間）実施。（参加人数：妊婦69名 パートナー33名その他49名）講義では男女の性のメカニズムの違いについて説明し、パートナーがお互いに思いやりを持てるように働きかけた。	健康推進課
I	3	① イ	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解の促進	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念が認知されるよう、市ホームページ等を利用して啓発を行う。	校区別人権問題や職員を対象にした人権問題研修で、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念に触れ啓発を行うとともに、広報に掲載し啓発に努めた。	人権推進課
I	3	② ア	ライフステージに応じた心身の健康づくりの促進	●「岸和田市保健計画ウエルエージングきしわだ2次計画・岸和田市食育推進計画」に基づき、各ライフステージにおける、男女共同参画の促進につながる健康目標を明確にし、健康づくりをすすめていく。●医師会・歯科医師会や市民からの公募委員等から構成される医療対策審議会を年1回開催し、岸和田市の現状を把握するとともに、ライフステージに応じた健康推進事業の促進をめざす。	『ウエルエージングきしわだ』の推進をめざし、昨年度に続いて『栄養・食生活』の分野に着目して取り組んだ。『ウエルエージングきしわだ』のスローガンを掲げ、きしわだもんの食材を使った季節のメニューに健康アドバイスを盛り込んだ『ウエルレシピ』を製作して配付した。また、年間を通して『ウエル講座』の利用を勧め、2月11日（祝）マドカホールにて『ウエル講演会』を開催した。また、地域や関係団体の行事の際に、6つの健康分野（『栄養・食生活』『身体活動・運動』『休養・こころの健康』『飲酒・喫煙』『歯・口腔の健康』『健康管理』）について、ウエルエージングきしわだが行っていることを説明した。今後も男女が協力して取り組めるような健康づくりを市民とともに推進していきたい。	健康推進課

基本課題	基本施策	施策の方向	平成26年度実施計画	平成26年度実績報告	担当課	
I	3	② イ	ライフステージに応じた心身の健康づくりの促進	学齢期以降の発達に関する電話相談を受け付け、必要な発達検査実施機関や受診医療機関などの紹介を行う。また、学童期及び思春期の心身の健康相談（予防接種を含む）を受付け、必要な助言指導を行う。	就学後の発達に関する相談は23件（平成27年1月9日現在）あり、発達相談を受ける方法や、受診可能な医療機関を紹介した。また、学童以上～18歳未満の健康相談は1,290件であり、必要な助言指導を実施した。	健康推進課
I	3	② イ	ライフステージに応じた心身の健康づくりの促進	健康教育指導員（指導養護教諭）を中心とした、児童生徒の心身の問題についての保健指導の充実と、相談体制の確立を推進する。	健康教育指導員（指導養護教諭）を中心とした保健指導の充実や、カウンセラー等の相談機関との連携を図り、相談体制確立について指導を行った。	学校教育課
I	3	② ウ	ライフステージに応じた心身の健康づくりの促進	●妊娠届出された妊婦に、妊婦健康診査の受診券を発行し、妊婦健康診査の受診勧奨を行うとともに、経済的負担の軽減をめざす。また、妊婦健康診査の内容を充実させ、流産・死産・低体重出生等を予防し、母子の健全育成をめざす。●女性の健康維持・増進をはかるため「がん検診等」・「巡回がん検診」などのがん検診を受ける機会を充実させ、受診勧奨に努める。また、特定の年齢の女性に乳がん・子宮がん・大腸がんの検診無料クーポン券を送付し、がん検診の受診率向上に努める。●健康教室のテーマに「がん予防について」等、女性のライフスタイルに深く関与する疾病についてのテーマを取り入れる。	●今年度は前年度よりも20,410円分拡充し、妊婦1人当たりの助成総額を95,000円（健康診査回数は最大14回*前年度と同じ）とした。妊婦健康診査の内容を充実することで、経済的な負担軽減と安全な出産、また、出産後の母子の健康管理の支援につなげている。4～10月の受診者数は1,080人（延べ回数12,046回）●女性の健康維持・増進をはかるため「がん検診等」・「巡回がん検診」などのがん検診を受ける機会を充実させるとともに、受診勧奨を実施した。また、特定の年齢の女性に乳がん・子宮がん・大腸がんの検診無料クーポン券を送付し、がん検診の受診率の向上に取り組んだ。●健康教室のテーマに「がん予防について」等、女性のライフスタイルに深く関与する疾病についてのテーマを取り入れた。	健康推進課
I	3	② エ	ライフステージに応じた心身の健康づくりの促進	市民病院の女性専用外来の利用を促進する。また、婦人科や産科をはじめとする診療体制の一層の充実を図る。	●週1回、女性専用外来を実施 ●平成17年度より休止していた産科を平成26年5月より再開。再開にあたり、医療機器の更新や医師・助産師の確保を行った。今後は、広報活動に力を入れるなどより多くの方に利用してもらえるよう進めていく。 <H27.3月現在 産婦人科医師・助産師数> 医師：5名 助産師：11名（正職8名、臨時3名） <産婦人科患者数> H25年度 外来：1,011人 入院：125人 H26年度（4～2月）外来：3,917人 入院：2,936人 <H26年度分娩数> 58件	経営管理課

4. 女性の人権が尊重される支援体制づくり

I	4	① ア	相談体制の充実	当課の相談窓口では、性別にかかわらず、広く市民を対象としているが、相談内容が女性に特有の悩みや問題を抱えている場合には、よりスムーズな解決のために、人権推進課・女性センターと連携し、速やかに相談窓口の紹介を行う。	当課の相談窓口では、性別にかかわらず、広く市民を対象としているが、相談内容が女性に特有の悩みや問題を抱えている場合には、よりスムーズな解決のために、人権推進課・女性センターと連携し、速やかに相談窓口の紹介を行った。	広報広聴課
---	---	-----	---------	--	---	-------

基本課題	基本施策	施策の方向	平成26年度実施計画	平成26年度実績報告	担当課	
I	4	① ア	相談体制の充実	DV等で住民票を異動できない方から相談があれば、住民票登録外で国民健康保険または後期高齢医療保険に加入していただいている。DV被害者の配偶者等から問い合わせがあった場合は、個人情報を厳守できるようシステムに入力するなどの措置を継続して行う。	DV被害の情報などを、国民健康保険は宛名管理システム、後期高齢者医療は広域連合システム・後期高齢者医療システムで管理し、個人情報厳守を継続して取り組んでいる。	国民健康保険課
I	4	① ア	相談体制の充実	DV被害者のための弁護士相談、相談電話、相談窓口について、相談窓口紹介カードを各種施設の女性用トイレに設置するほか、引き続き広く市民に周知する。	引き続き相談案内カードを公共施設のトイレに設置し、周知徹底を図っている。電話相談件数72件、弁護士相談月1回実施（4人まで）件数21件	人権推進課
I	4	① ア	相談体制の充実	面接・電話相談事業や関連講座の案内など情報提供を積極的に行なう。相談者及び相談員の安全とプライバシー保護に努める。相談者の秘密保持に配慮しつつも、情報を共有し、円滑な相談が実施できるよう努める。電話相談員や事務職員の相談スキルアップのため、月1回の定例研修を行い、また、市内外での研修会等に積極的に参加する。	●広報や市のホームページでの情報発信の他、各種施設や機関へチラシ等を配架依頼、来館者には手渡しなど様々な方法で相談事業、関連講座の周知に努めた。 ●相談業務に必要な情報共有や他機関との連携に努めた。 ●相談者の安全やプライバシー保護に努め、岸和田警察署員の立ち寄りも実施。 ●隔月に臨床心理士による事例研修会を開催し、電話相談員や職員のスキルアップに努めた。 ●相談関連研修に積極的に参加。	人権推進課（女性センター）
I	4	① イ	相談体制の充実	庁内の関係窓口、大阪府女性相談センター、大阪府岸和田子ども家庭センター、岸和田警察などとの連携を強化し、支援体制の整備・充実を行う。	日ごろから連携が図られるよう、DVブロック別連絡会、相談窓口担当者会議等で情報交換を行い、必要に応じて関係機関と情報を共有し、相談・支援を行った。	人権推進課
I	4	① イ	相談体制の充実	面接・電話相談員の研修として、関連機関である保健所や子ども家庭センター・大阪地方裁判所岸和田支部及び精神科医師などから知識や情報を学んでいる。市内部や他の各相談窓口が発行している資料については、広く収集に努め、相談員に配布している。特に、女性センターと人権推進課男女共同参画担当とは、意思疎通を密に行ない、より良い相談の実施につなげる。	電話相談等に必要保健所や裁判所・子ども家庭センターや精神科医等からの情報を相談員全員で共有し、学び、相談に活かしている。月例研修会において、各相談窓口等の資料を配布し周知に努めた。特に人権推進課内では、本庁と女性センターの連携、意思疎通を密にして、より良い相談実施に心掛けている。	人権推進課（女性センター）
I	4	② ア	女性に対する暴力の根絶と支援体制づくり	市のホームページや校区别人権問題研修会等において、DV防止等、女性への暴力の防止のための正しい知識習得のため、啓発に努める。	●【Ⅱ-3-②-ア】参照 ●校区别人権問題研修：DVに関する寸劇と講話、10～11月に20回開催、参加者946人	人権推進課

基本課題	基本施策	施策の方向	平成26年度実施計画	平成26年度実績報告	担当課	
I	4	② ア	女性に対する暴力の根絶と支援体制づくり	DV防止について市民団体の協力を得て、広く市民に呼びかけ、理解を深められるように努める。昨年・一昨年度のDV被害者サポーター養成講座を受講した修了生が、地域での市民活動等を通じてDV被害者の支援を担えるように、強力する。またその活動に必要な学びの場や研究資料等の提供を行う。その他、関連講座開催・図書・センターニュースの発行などにより、DV防止を理解する啓発を実施する。	●DV防止について広く市民に呼びかけ、理解を深められるよう情報発信等に努めた。●昨年・一昨年度のDV被害者サポーター養成講座を受講し、女性センター登録グループとして活動しているグループ生が、地域での市民活動等を通じてDV被害者の支援を担うことができるような支援を実施。●10月27日から11月25日まで、DV防止啓発パネル展とパープルリボンオブジェへのリボンの飾り付けイベントを開催し、351名の参加があった。●11月8日(土)にDV・児童虐待の経験のあるWANA関西代表理事の藤木美奈子さんを講師に「傷つけ合う家族—DV虐待の連鎖を断ち切るために—」実施、参加者は117名。●関連講座開催・図書・センターニュースの発行などにより、DV防止を理解する啓発を実施した。	人権推進課(女性センター)
I	4	② イ	女性に対する暴力の根絶と支援体制づくり	DV被害者のための弁護士相談、相談電話、相談窓口について、相談窓口紹介カードを各種施設の女性用トイレに設置するほか、引き続き広く市民に周知する。	●DV相談室、DV専用相談電話、DV被害者のための法律相談を引き続き実施。●女性に対する暴力をなくす運動期間の11/14の他、4/2, 3, 11/23に街頭啓発を行い啓発物品を配布(1,660個)、相談窓口の周知に努めた。●障害福祉関係事業者連絡会でDV防止パンフレットと相談窓口案内カードを配布(150事業所)。	人権推進課
I	4	② イ	女性に対する暴力の根絶と支援体制づくり	女性センターの面接・電話相談等を市民がより利用しやすいよう工夫する。相談事業の周知に努め、相談員のスキルアップのための月1回の定例研修会を実施し、関連講演会や研修に積極的に参加するとともに、他機関との情報交換を積極的にする。	●相談のチラシ等を市各施設や関連施設・医療機関等の窓口や女性トイレに配架し、周知に努めた。●講座申し込みの電話や事務所への相談事業の問合せの際には、相談窓口や内容・実施日などについて案内した。●人権推進課内で連携を密にして、各種相談の相談者のニーズを把握して、適切な相談が受けられるよう、各担当に繋ぐよう努めた。	人権推進課(女性センター)
I	4	② ウ	女性に対する暴力の根絶と支援体制づくり	●庁内の虐待対応課(福祉政策課、障害者支援課、児童育成課)との連携を深め、対応時の課題共有のための担当者会議を開催する。●庁内の関係窓口、大阪府女性相談センター、大阪府岸和田子ども家庭センター、岸和田警察などとの連携を強化し、相談窓口を整備・充実する。	日ごろから連携が図られるよう、DVブロック別連絡会、相談窓口担当者会議等で情報交換を行っている。特に対応が必要な場合は、ケース会議に出席し関係機関と情報を共有し、相談・支援を行っている。	人権推進課
I	4	② ウ	女性に対する暴力の根絶と支援体制づくり	大阪府子ども家庭センターや大阪府立女性相談センター・庁内各課等と連携を密にすること及び相談窓口担当者会議に参加し、関連情報の収集および情報交換等し、DV相談が円滑に行えるように努める。	大阪府子ども家庭センターや大阪府立女性相談センター・庁内各課等と連携を密にすること及び相談窓口担当者会議に参加し、関連情報の収集および情報交換等を行い、泉州地域の相談担当者会議にも参加し、DV相談が円滑に行えるように努めている。	人権推進課(女性センター)